

重度の障害がある人やご家族へ

# 特別障害者手当などを受給できます

重度の障害がある人で、日常生活において常に特別な介護が必要な人は、特別障害者手当などを受給できます。

## 重度の障害とは

- 身体障害者手帳の個別の障害が1級（聴覚障害は2級）
- 知的障害でIQ(★)20以下
- 精神障害者保健福祉手帳1級

問合せ 障害福祉課 ☎55-2759 FAX53-0151 E-mail fu-syougai@div.city.fuji.shizuoka.jp

### ① 特別障害者手当

対象／身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活において常に特別な介護が必要な満20歳以上の在宅障害者で、次のいずれかに該当する人

① 重度の障害が2つ以上ある（内部障害の重複は1つの障害として扱われます）

② 重度の障害が1つあり、ほかの障害（身体障害者手帳3級、知的障害IQ35以下または精神障害）が2つ以上ある

③ 重度の障害が両上肢・両下肢・体幹・精神のいずれかに1つあり、それが特に重度の障害のため日常生活（動作）能力に重篤な支障がある

### ② 障害児福祉手当

対象／身体または知的・精神に重度の障害があり、日常生活において常に介護が必要な満20歳未満の在宅障害児で、次のいずれかに該当する子ども

① 重度の障害が1つ以上ある

② 知的障害（IQ35以下）と身体障害（身体障害者手帳2級）の合併障害

### ③ 特別児童扶養手当

対象／身体または知的・精神に障害があり、次のいずれかに該当する満20歳未満の子どもを家庭で養育している保護者

◆ 手当1級に該当する子ども

① 身体障害者手帳1・2級または3級の1級（※1）

◆ 療育手帳の障害の程度がA  
◆ 手当2級に該当する子ども

① 身体障害者手帳3級または4級の1級（※2）

② 知的障害でIQ50以下

### ④ 富士市重症心身障害者等介護手当

対象／次のいずれかに該当する人

① 身体障害者手帳1・2級の人と同居して、常に介護している人

② 身体障害者手帳1・2級とIQ35以下の知的障害または精神障害が重複している人と同居して、常に介護している人

## 手当の支給額（令和5年12月時点）

手当の種類	支給額（月額）
① 特別障害者手当	2万7,980円
② 障害児福祉手当	1万5,220円
③ 特別児童扶養手当	1級 5万3,700円
	2級 3万5,760円
④ 富士市重症心身障害者等介護手当	5,000円

◎ 手当の認定については審査があり、該当にならない場合があります。

また、手当の種類によって必要な書類が異なります。詳しくは、障害福祉課にお問い合わせください。

！  
手当には支給制限があります

次のいずれかに当てはまる場合は、手当は支給されません。

特別障害者手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当

① 本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき

② 施設に入所しているとき

③ 3か月以上入院しているとき（特別障害者手当のみ）

## 富士市重症心身障害者等介護手当

① 要介護者が特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、障害基礎年金を受けているとき

② 本人または配偶者、扶養義務者の所得が一定以上あるとき

※①②に該当しても、身体障害と知的障害が重複している人は支給制限がありません。

③ 生活保護を受けているとき

★IQ：知能指数

※1：下肢障害において、両足首から欠くもの

※2：下肢障害において、一下肢の機能の著しい障害以上